

令和7年度空知総合振興局管内町職員

採用資格試験案内

受付期間 令和6年7月1日(月)
~8月2日(金)

第1次試験日 令和6年9月22日(日)

試験会場 岩見沢市 岩見沢平安閣

(上級・初級職試験)

令和6年7月1日

空知町村会

(〒068-8558) 岩見沢市8条西5丁目 空知総合振興局内
(☎ 0126-20-0195)

この試験は、空知総合振興局管内町職員の「一般事務職」の採用試験です。

1 試験区分及び受験資格

試験区分		受験資格
一般事務職	上級	平成9年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。
	初級	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者。

※ ただし、日本国籍を有しない者又は地方公務員法第16条のいずれかに該当する者は受験できません。

2 試験方法及び内容

(1) 第1次試験

- 上級試験は、教養試験、論文試験。
- 初級試験は、教養試験、作文試験。
- 試験の内容は、上級試験については大学卒業程度、初級試験については、高校卒業程度のものであります。
- 教養試験は公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験。(択一試験)
- 論文・作文試験は文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者は、採用資格候補者名簿に登録され、就職希望町ごとに第2次試験(面接)を行います。

3 試験日時、場所及び合格発表

- 日時 令和6年9月22日(日) 9時00分(試験終了時間12時30分)
- 場所 岩見沢平安閣(岩見沢市5条東2丁目 ☎ 0126-23-4581)
- 発表 第1次試験の結果は10月上旬、各町のホームページに掲載及び役場前に掲示するほか、合格者に直接通知します。

4 採用資格候補者名簿の有効期間

第1次試験合格発表日から1年間有効です。

※ ただし、有効期間内に必ず採用されるものではありません。

5 受付期間及び受験手続

○ 受付期間

令和6年7月1日（月）から8月2日（金）まで受付けます。

※ ただし、郵送の場合は8月2日（金）までの消印のあるものに限り受付けます。

○ 申込書の請求先

空知総合振興局管内の各町役場総務課、空知町村会のいずれかに請求してください。郵送による請求の場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A4判が入る大きさで長辺34cm以内、短辺25cm以内）を必ず同封し請求してください。

○ 申込方法及び申込先

- 申込書に、所定事項を記入（自筆）し、空知総合振興局管内の各町役場総務課又は空知町村会に郵送又は持参し提出してください。
- 受験票は、後日送付しますので、裏面に必ず住所、氏名、郵便番号を記入し、63円切手を貼ってください。
- 申込みの際、写真は必要ありませんが、第1次試験当日は、必ず受験票の所定の欄に貼ってください。※試験日の3ヶ月以内の帽子をつけない上半身を写したもの

6 就職希望町の変更

受付期間終了後、試験区分毎に各町の採用予定人数と応募人数及び倍率等を各町のホームページで公表しますので、就職希望町の変更を希望する方は、8月23日（金）までに変更申込書に所定事項を記入（自筆）し、空知総合振興局管内の各町役場総務課又は空知町村会に提出してください。

※ ただし、郵送の場合は8月23日（金）までの消印のあるものに限り受付けます。
なお、各町の公表は8月14日（水）を予定しています。

7 その他

- 受験の際には、HBの鉛筆を使用しますので忘れずにご持参ください。
- 身体に障害のある方で、試験当日の受験に対して車椅子等を使用するため、特に要望のある方は、あらかじめ町村会事務局にご連絡願います。
- 試験当日に、携帯電話機等は、他の受験者の妨げになるので、使用を禁止します。
- 受験手続、その他お問い合わせは、空知総合振興局管内の各町役場総務課又は空知町村会にお尋ねください。

令和7年度空知総合振興局管内町職員採用予定町一覧表

(令和6年7月1日現在)

町 村 名	南 幌 町	奈 井 江 町	上 砂 川 町	由 仁 町	長 沼 町	栗 山 町	月 形 町	浦 臼 町	新 十 津 川 町	妹 背 牛 町	秩 父 別 町	雨 竜 町	北 竜 町	沼 田 町
上 級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
初 級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ ○印が採用予定のある町ですが、今後変更されることがあります。

※ 「試験申込書」の就職希望町は、第2希望までを記入してください。

※ 採用予定がない町であっても就職希望町とすることが可能です。

◎申込み連絡先

町 村 名	役 場 所 在 地	電 話 番 号
南 幌 町	(〒069-0292) 空知郡南幌町栄町3丁目2-1	(011) 378-2121
奈 井 江 町	(〒079-0392) // 奈井江町字奈井江11	(0125) 65-2111
上 砂 川 町	(〒073-0292) // 上砂川町字上砂川町40-10	(0125) 62-2011
由 仁 町	(〒069-1292) 夕張郡由仁町新光200	(0123) 83-2111
長 沼 町	(〒069-1392) // 長沼町中央北1丁目1-1	(0123) 88-2111
栗 山 町	(〒069-1512) // 栗山町松風3丁目252	(0123) 72-1111
月 形 町	(〒061-0592) 樺戸郡月形町1219	(0126) 53-2321
浦 臼 町	(〒061-0692) // 浦臼町字ウラウスナイ183-15	(0125) 68-2111
新十津川町	(〒073-1103) // 新十津川町字中央301-1	(0125) 76-2131
妹 背 牛 町	(〒079-0592) 雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200	(0164) 32-2411
秩 父 別 町	(〒078-2192) // 秩父別町4101	(0164) 33-2111
雨 竜 町	(〒078-2692) // 雨竜町字フシコウリウ104	(0125) 77-2211
北 竜 町	(〒078-2512) // 北竜町字和11-1	(0164) 34-2111
沼 田 町	(〒078-2202) // 沼田町南1条3丁目6-53	(0164) 35-2111

◆ 一般事務職の試験とは別に、次の町で専門職員の採用予定があります。

この試験の詳細については、試験実施町に直接お問い合わせください。

採用予定町	職 種	受 験 資 格
南 幌 町	土 木 技 術 職	平成9年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上(土木技術系)の学科を卒業した者、若しくは令和7年3月31日までに卒業見込みの者
奈 井 江 町	土 木 技 術 職	学校教育法による大学、短大、高等専門学校、高等学校及び専修学校、各種学校において土木技術の専門課程を履修し、令和7年3月31日に卒業見込みの者
由 仁 町	建 築 技 術 職	昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、1級建築士又は2級建築士の資格を有する者
	水 道 技 術 職 (1)	昭和50年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で 高等学校以上の土木工学科若しくはこれに相当する学科を修めて卒業した者で、水道法による布設工事監督者又は水道技術管理者の資格基準を満たす者若しくは給水装置工事主任技術者の資格を有する者
	水 道 技 術 職 (2)	昭和61年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、高等学校以上の土木工学科若しくはこれに相当する学科を修めて卒業した者で、水道法による布設工事監督者又は水道技術管理者の資格基準を満たす者、又は高等学校以上の土木工学科若しくはこれに相当する学科を修めて卒業した者
	社 会 教 育 主 事	平成11年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (令和7年3月までにその見込みのある者も含む。) ア 大学に2年以上在学して62単位以上修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者 イ 社会教育主事講習を修了した者
	保 健 師	平成9年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者、又は令和7年3月31日までに取得見込みの者
栗 山 町	一 般 行 政 職 (土 木 技 師)	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法で定める高等学校、高等専門学校、大学にて 土木に関する専門課程を修め、卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者
浦 臼 町	土 木 技 術 職	<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年4月2日以降に生まれ者 ・学校教育法における大学、短期大学、高等学校を卒業若しくは令和7年3月末までに卒業見込みの者、又はこれらに相当する学歴を有すると町長が認める者(土木に関する科目を履修した又は履修していることが必要) ・土木施工管理技士(1級又は2級)の資格を有する者、若しくは資格試験を受験する意欲のある者 ・浦臼町内に居住可能な者 ・普通自動車免許一種を取得又は採用日までに取得見込みの者

採用予定町	職 種	受 験 資 格
新十津川町	建 築 技 術 職	平成元年4月2日以降に生まれた者で、高等学校以上の学歴を有し、民間企業等(国及び地方公共団体を含む。)において正規社員としての建築に関する実務経験年数が3年以上ある者、又は高等学校以上において建築技術の専門科目を履修し卒業した者、若しくは令和7年3月31日までに卒業見込みの者
妹背牛町	ケアマネージャー	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、次の資格のいずれかを有する者 1)ケアマネージャーの資格及び社会福祉士の資格を有する者 2)ケアマネージャーの資格及び保健師の資格を有する者 3)ケアマネージャーの資格及び看護師の資格を有する者 普通運転免許を取得(見込みを含む)している者 採用となった場合、妹背牛町に居住できる者
	保 健 師	平成7年4月2日以降平成14年4月1日までに生まれた者 保健師の資格を有する者、又は令和7年3月末までに保健師の資格を取得見込みの者 普通運転免許を取得(見込みを含む)している者 採用となった場合、妹背牛町に居住できる者
秩父別町	建 築 技 師	平成6年4月2日以降に生まれた者で、一級建築士又は二級建築士の資格を有する者、若しくは大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等において建築技術の指定科目を修めて卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者
北 竜 町	建 築 技 術 職	建築設計、施工について実務経験が2年以上である者、1級建築士又は2級建築士の資格を有する者で、年齢が概ね35歳以下の者、又は2級建築士の受験資格を有する者で、年齢が概ね30歳以下の者
	保 健 師	保健師資格取得者、又は令和7年3月31日までに取得見込みの者
沼 田 町	介 護 職	介護福祉士の資格を有する者、又は令和7年3月31日までに取得見込みの者で、年齢が概ね30歳以下の者
	建 築 技 術 職	建築に関する実務(設計・施工)経験が概ね3年以上あり、2級建築士以上の資格を有している、年齢が概ね45歳未満の者
	土 木 技 術 職	土木に関する実務(設計・施工)経験が概ね3年以上あり、2級土木施工管理技士以上の資格を有している、年齢が概ね35歳未満の者、又は学校教育法に基づく大学又は短期大学、専修学校の専門課程(修業年限2年以上)、高等専門学校若しくは高等学校を令和7年3月31日までに卒業又は卒業見込みで、土木に関する専門課程を履修された者